

質問 平野（祐）議員（自民 各務原市）令和8年3月12日（木）

1 活用可能基金残高を財政状況資料として使用することについて

答弁 知事

議員ご指摘のとおり、実質公債費比率や将来負担比率といった、法律に基づく財政健全化判断比率は、本県の財政状況を示す上で大変重要な指標でございます。

例えば、実質公債費比率が18%以上となる「起債許可団体」となれば、県債を発行する際に国の事前許可が必要となり、また、将来負担比率が400%以上となる「財政健全化団体」となれば、国の指導の下、財政健全化に取り組むこととなり、政策立案の自由度は大きく制限されます。

ちなみに、本県が財政悪化により起債許可団体となった際には、「行財政改革アクションプラン」の下、公共事業費の抑制や、乳幼児や重度心身障がい者を対象とした医療費助成の補助率引き下げなど、県民生活に大きな影響を及ぼす歳出削減が行われた経緯がございます。

一方、本県では、公債費の増加などにより、毎年300から400億円程度の財源不足が生じていることから、一旦県の貯金である基金を取り崩す形で予算を編成し、歳出不用額などを再び基金に積むという、極めて綱渡りのな予算編成を繰り返してまいりました。

その理由は、地方公共団体は国と異なりまして、赤字を補填するための、いわゆる赤字国債にあたる県債発行は認められておりません。したがって、財源不足が生じた場合には、県の貯金に当たる基金を取り崩して対応せざるを得ないのが実情です。この点は中々わかりにくいので例えていえばですね、企業で経営する場合に、前向きな投資には借金をすることはまだ認められていますけれども、日々の運営に必要な資金の借入れができないと、そういう状況にあります。したがって、手持ちの貯金だけで綱渡りをしなければならないといえ、ご理解いただけたと思います。

こうした状況が続けば、将来的にはいよいよ基金そのものが枯渇して、災害等の不測の事態への対応はもちろん、予算の編成そのものが困難になり、現状の県民サービスを維持できなくなるおそれがあります。つまり、本県には実質公債費比率や将来負担比率といった一般的な指標とは別に、財政運営上の天井があるということです。

このため、こうした本県の財政状況を県民の皆様に正確にご理解いただくことが重要であると考え、基金残高の将来推計をお示ししたものでございます。

一方で、本来基金残高というものは、議員ご指摘のとおり、税収の増加に伴い残高が増えるほか、災害等の不測の事態に伴う取崩しによって減少するなど変動するものであり、基金残高の増減だけをもって財政の健全性を判断できるものではありません。

このため、今回予算発表の際には、基金残高のみならず、実質公債費比率の状況なども併せてお示ししておりますが、今後も引き続き、本県の財政状況について、県民の皆様に分かりやすい説明に努めてまいります。

担 当 課	財政課
電話番号	058-272-1130
メー ル	c11105@pref.gifu.lg.jp